

## 第7回産業分類検討チーム（一般原則における「分類の基準」）における主な御意見とその対処方針

No.	御意見	対処方針（案）
1	<p>● 「分類の基準」の箇条書きの記載について</p> <p>○ 【案3】(1)の「生産に投入される財又はサービスの種類」が良いと思う。「財」、「サービス」の生産には様々なサービスが投入されているのでサービスを明記するのは良いことと考える。【案2】(1)のように「原材料の種類（サービスを含む）」とすると「原材料」の定義が曖昧になるのではないかと考える。</p> <p>○ 【案3】が良いと考える。また、「生産される」を「生産された」に修正することについては、その理由が「生産された後に取り扱う産業に考慮して」とのことであるが意味が分からない。「生産される」は現にその産業が生産しているものをいうが、「生産された」だと誰が生産したのかは不明だが、生産されたものというように読めて、意味が中途半端になるような気がするので、元々の「生産される」の方が良い。</p> <p>○ 一般的に「原材料」と書いた方が分かりやすいということもあるかもしれないが、【案3】が良いと考える。</p> <p>○ 普段読んでいる文献等では「生産に投入される財又はサービスの種類」という表現が一般的であり、それに慣れているし、自分としては一番しっくりくるので、【案3】が良い。 また、「生産される」を「生産された」に変更することについては、わざわざ「生産された」と過去に限定するような表現にする必要はないのではないかと考える。</p>	<p>左記御意見のとおり、第7回産業分類検討チームで提示した修正案のうち、【案3】が良いとの了解が得られたことから、【案3】をベースに修正を行うこととする。</p> <p>また、【案3】(3)の「生産された」の記載は、左記御指摘を踏まえ、現行のまま「生産される」とする。 (資料3-2参照)</p>
2	<p>● 今後の対応について</p> <p>○ 今後の議論の中で実際の例を見て問題点が明らかになれば、検討を終えた事項であっても、変更した方針は間違っているのではないかというようなことが明らかになった時点で再度検討するなど、柔軟に対応することとしたい。</p>	<p>左記御意見のとおり、修正については今後の議論も踏まえ柔軟に対応することとする。</p>

(参考)

第7回産業分類検討チームにおける議事1「一般原則「分類の基準」について(その3)」の資料1-2(抜粋)

- |      |  |
|------|--|
| 【案1】 | (1) 原材料の種類<br>(2) 財又はサービスの生産方法(設備, 技術等)<br>(3) 生産された財又はサービスの用途・機能等, 取り扱われる商品等の種類             |
| 【案2】 | (1) 原材料の種類(サービスを含む)<br>(2) 財又はサービスの生産方法(設備, 技術等)<br>(3) 生産された財又はサービスの用途・機能等, 取り扱われる商品等の種類    |
| 【案3】 | (1) 生産に投入される財又はサービスの種類<br>(2) 財又はサービスの生産方法(設備, 技術等)<br>(3) 生産された財又はサービスの用途・機能等, 取り扱われる商品等の種類 |

(説明)

- ① 「原材料の種類及び性質」については、種類と性質の関係(性質により分けられたものが種類)から「性質」は不要との意見を踏まえ、事務局で改めて日本標準産業分類の中分類及び細分類項目における「原材料の種類及び性質」に係る適用状況を確認したところ、おおむね「原材料の種類」を適用することで分けることが可能と認められたので「性質」は削除することとし、「原材料の種類」に修正した。
- ② 「原材料」という言葉は物質をイメージさせるので「投入物」などサービスの要素が入るような表現の方が良いとの意見を踏まえ、原材料にはサービスが含まれることがわかる案を【案2】及び【案3】として提示した。
- ③ 「生産された財又はサービスの種類(用途, 機能等)」については、「種類」を削除したほうが良いとの意見を踏まえ、事務局で改めて日本標準産業分類におけるこの基準が該当すると思われる分類項目を確認したところ、おおむね用途、機能により分類されることが確認できたので、「種類」を削除し「生産された財又はサービスの用途・機能等」に修正することとした。
- ④ 「取り扱われる商品等の種類」については、これの削除を求める意見と保持すべきとする意見の両論があり、また、この基準が主に適用されている大分類I「卸売業, 小売業」及び大分類K「不動産業, 物品賃貸業」の今後の検討を踏まえる必要があると思われることから、これらの大分類の検討状況を踏まえて結論を出すこととした。

他方、第6回産業分類検討チームにおいて、(3)の検討素案の冒頭部分は「生産された」と過去形の記載としており、これは当該部分の資料に書かれているように、「財とサービスは生産されたものとして捉えて記載することが適当である」との認識の下でこの部分を中心に捉えて記載していた。事務局において、現行の記載(現在形)や分類の基準であることなどを考慮しつつ、(1)から(3)までの修正案を再度検討したところ、現在形の「生産される」の記載の方が適切であるとも考えられるので、本件について先生方の御意見を伺いたい。